

住民税非課税世帯への給付金(7万円)

1月中旬から支給

国の物価高騰対応の交付金を活用し、臨時特別給付金が実施されます。

●支給対象世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で、世帯員全員が本市に住民登録しており、令和5年度分住民税均等割が非課税である世帯。

*住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯を除く(国の方針により今回は対象外)。

*生活保護世帯も対象になります。

●支給額 1世帯あたり7万円

●支給手続き

今年7月～の「住民税非課税世帯への給付金(3万円)」を口座振込で受給し、世帯員構成に異動のない世帯には

12月末に支給のお知らせを発送(自動振込みのため、原則手続き不要)

1月18日(木)支給予定

※上記以外で、対象になる方には、別途「確認書」「申請書」が発送され、1月末から順次、支給開始予定です。

●お問合せ 交野市臨時特別給付金推進室

フリーダイヤル 0120-093-192

(午前9時～午後5時半、土日祝・12月29日～1月3日のぞく)



2023年12月21日

NO. 1785

【発行】

日本共産党
市会議員団

ご相談は市役所
議員団控室へ

私部 1-1-1
☎892-0121
(内線 301)



さらがい ふみ
星田 7-44-21
☎894-2835



藤田 まり
私部 6-17-1-209
☎397-3027

12月議会 日本共産党の一般質問

物価高騰のもと

低所得者に行き届く支援策を

質問 非課税世帯への国の給付金(7万円)が実施されるが、非課税となる年収の目安は?

答弁 給与収入の場合、非課税の目安は単身(扶養なし)で年収100万円以下、扶養1人で年収156万円、扶養2人で年収205万円など。

質問 非課税世帯への給付金では対象が狭く、働く低所得層の多くが対象にならない。市として、低所得層に手厚い支援策を実施してほしい。

答弁 国が実施する物価高騰対策の動向等を見な

がら、必要に応じて検討を進めたい。

質問 就労相談の強化を要望しました。

答弁 就職氷河期世代の方や、ひきこもり、障がいなど、就職困難な方に寄り添った就労相談やサポート体制の強化を要望しました。

交野市の 就労相談窓口

ゆうゆうセンター1階
人権とくらしの相談課
072-817-0997 で予約。
月・水曜は専門の相談員が
対応。(就職のあっせん等は
ありません)